



金 沢 市 公 報

号外第3号

平成29年(2017年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 条 例	
○金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例 (市民協働推進課)	1
○犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例 (景観政策課)	5
○金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	9
○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (")	10
○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例 (広報広聴課)	11
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	12
○職員の育児休業等に関する条例及び職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例 (")	12
○金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	14
○金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 (税 務 課)	15
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	21
○金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例 (生涯学習課)	34
○金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例 (")	34
○金沢市体育施設条例の一部を改正する条例 (スポーツ振興課)	35
○食肉流通センター条例の一部を改正する条例 (農業振興課)	35

○金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例の一部を改正する条例 (市民協働推進課)	35
○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (こども総合相談センター)	37
○金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	37
○金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (")	39
○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (医療保険課)	41
○金沢市墓地条例の一部を改正する条例 (市 民 課)	42
○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 (リサイクル推進課)	43
○金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予 防 課)	44
○金沢市消防団条例及び金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	44
○金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	46

条 例

金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第1号

金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 地域コミュニティの活性化の推進に関する基本的な施策等（第7条—第15条）

第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会（第16条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における地域コミュニティの活性化の推進について、基本理念を定め、並びに市、地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、地域におけるコミュニティの充実と市民協働を総合的に推進し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 住民相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (2) 町会その他の地域団体 地域活動を行うことを主たる目的とする団体で、当該地域の住民により組織されるものをいう。
- (3) 地域活動 住民相互の交流、安心して暮らせる生活環境の確保等良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。
- (4) 集合住宅 マンション、アパート、寄宿舎、長屋等の建築物をいう。

（基本理念）

- 第3条 地域コミュニティの活性化の推進は、地域における安全で安心な住みよいまちづくりには地域コミュニティが重要であるという基本的認識の下に行われるものとする。
- 2 地域コミュニティの活性化の推進は、地域コミュニティの活性化の主体が当該地域の住民自身であるという認識の下に、その自主的な取組を基本として行われるものとする。
 - 3 地域コミュニティの活性化の推進は、市、地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者がそれぞれの役割を認識し、これらの者の相互の理解と連携の下に、協働して行われるものとする。
 - 4 地域コミュニティの活性化の推進は、市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。）その他多様な主体の活動との連携及び調和を図りつつ、行われるものとする。

（市の役割）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域コミュニティの活性化の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に地域住民及び町会その

他の地域団体並びに事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、当該施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(地域住民及び町会その他の地域団体の役割)

第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの重要性についての認識を深めるとともに、相互の交流を通して連帯意識を醸成し、自主的に地域コミュニティの活性化の推進を図るよう努めるものとする。

2 地域住民は、基本理念にのっとり、自らが地域社会を構成する一員であることを理解し、それぞれが居住する区域の町会その他の地域団体の地域活動に参加するよう努めるものとする。

3 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、誰もが参加しやすい開かれた地域活動の実施、当該地域活動への参加の呼びかけ等を通じて、地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者が地域コミュニティの重要性についての認識を深めることができるよう努めるものとする。

4 地域住民及び町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、本市が実施する地域コミュニティの活性化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの重要性を理解し、その事業所が所在する地域において行われる地域活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、従業員がその居住する地域において地域活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施する地域コミュニティの活性化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 地域コミュニティの活性化の推進に関する基本的な施策等

(地域コミュニティ活性化推進計画の策定)

第7条 市長は、地域コミュニティの活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域コミュニティの活性化の推進に関する計画（以下この条において「地域コミュニティ活性化推進計画」という。）を定めるものとする。

2 地域コミュニティ活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地域コミュニティの活性化に関する目標

(2) 地域コミュニティの活性化を推進するための施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか地域コミュニティの活性化を推進するために必要な事項

3 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、地域コミュニティ活性化推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、地域コミュニティ活性化推進計画を変更する場合について準用する。

(相談体制の整備)

第8条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため、町会その他の地域団体と連携しながら、地域コミュニティの活性化の推進に関する相談体制の整備を図るものとする。

(普及啓発)

第9条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進についての地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者の理解と関心を深めるため、その普及啓発に努めるものとする。

(人材等の育成)

第10条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため、地域コミュニティの活性化を推進し、又は支援する人材及び団体の育成に努めるものとする。

(集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進)

第11条 市長は、集合住宅の住民が地域社会を構成する一員であり、当該住民を含む地域住民相互の連帯意識の醸成を図る必要があることから、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成(町会その他の地域団体を設立し、又は集合住宅の存する区域における既存の町会その他の地域団体に加わることをいう。次条第1項において同じ。)の促進を図るために必要な施策を実施するものとする。

(集合住宅の建築主による連絡担当者の選任等)

第12条 集合住宅の建築主は、新たな集合住宅(規則で定める集合住宅に限る。)の建築を行おうとするときは、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成について当該集合住宅の住民、既存の町会その他の地域団体又は市との間の連絡に当たる者として、建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者ごとの担当者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該集合住宅の存する区域の町会その他の地域団体に対し、その届出に係る情報の提供を行うものとする。

(町会その他の地域団体の地域活動に関する情報の提供)

第13条 住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者は、住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該住宅の存する区域における町会その他の地域団体の地域活動に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(援助)

第14条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため必要があると認めるときは、地域コミュニティの活性化の推進に関する専門的な知識を有する者の派遣その他の技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第15条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会

(地域コミュニティ活性化推進審議会)

第16条 地域コミュニティの活性化を推進するため、地域コミュニティ活性化推進審議会(次条及び第18条において「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第17条 審議会は、この条例に規定する事項その他の地域コミュニティの活性化の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、地域コミュニティの活性化の推進に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第18条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、地域コミュニティの活性化の推進に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例（平成20年条例第2号）は、廃止する。

犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第2号

犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 美しい川筋景観の保全（第7条—第14条）
- 第3章 川筋景観保全協定（第15条・第16条）
- 第4章 援助（第17条）
- 第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、金沢の歴史と文化を育みながら、市民の生活に潤いをもたらす犀川及び浅野川における周辺の景観その他の環境と調和した川筋景観（以下「美しい川筋景観」という。）の保全について、市、河川管理者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい川筋景観の保全のための基本となる事項等を定めることにより、水と緑に彩られた風情と趣のある川筋景観の保全を図り、もって金沢の個性と魅力を磨き高めるとともに、貴重な財産として後代に継承することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犀川 河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により2級河川犀川水

系犀川に指定された河川をいう。

(2) 浅野川 河川法第5条第1項の規定により2級河川大野川水系浅野川に指定された河川をいう。

(3) 川筋景観 河川及びこれに沿った区域の景観その他の環境のことをいう。

(4) 河川管理者等 河川法第7条(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項に規定する道路管理者、道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項に規定する公安委員会及び都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項に規定する公園管理者をいう。

(5) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。

(6) 工作物 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号)第2条第3号に規定する工作物をいう。

(7) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、美しい川筋景観の保全を図るための計画の策定等の必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、河川管理者等の意見が反映されるよう努めるとともに、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、第1項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見が反映されるよう努めるとともに、美しい川筋景観の保全に関する市民等の意識の高揚を図る等の必要な措置を講じなければならない。

4 市は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、美しい川筋景観の保全について協力を要請しなければならない。

(河川管理者等の責務)

第4条 河川管理者等は、第1条の目的を達成するため、河川、橋りょう等の整備が美しい川筋景観の保全に先導的な役割があることを認識し、美しい川筋景観の保全に配慮した当該整備に努めなければならない。

2 河川管理者等は、必要があると認めるときは、市及び市民等に対し、美しい川筋景観の保全について協力を要請することができる。

(市民の責務)

第5条 市民は、第1条の目的を達成するため、相互に連携及び協力をして、美しい川筋景観の保全に自ら努めるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第1条の目的を達成するため、その事業活動を行うに当たっては、美しい川筋景観の保全に努めるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 美しい川筋景観の保全

(川筋景観保全区域の指定)

第7条 市長は、美しい川筋景観の保全のために必要な区域を川筋景観保全区域(以下

「保全区域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ河川管理者等と協議しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第46条の金沢市景観審議会(第11条第3項において「景観審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により保全区域を指定しようとするときは、金沢市屋外広告物等に関する条例(平成7年条例第58号)第36条第1項の金沢市屋外広告物審議会(次条第4項において「屋外広告物審議会」という。)の意見を聴くことができる。
- 5 市長は、第1項の規定により保全区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、保全区域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合について準用する。

(川筋景観保全基準)

第8条 市長は、前条第1項の規定により保全区域を指定したときは、保全区域ごとにおける美しい川筋景観の保全を図るための基準として、川筋景観保全基準(以下「保全基準」という。)を定めるものとする。

- 2 保全基準には、保全区域ごとに次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 美しい川筋景観の保全に関する基本的な事項
- (2) 建築物及び工作物(広告物及び広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)に係るものを除く。以下「建築物等」という。)の規模、位置、色彩、意匠及び形態に関する事項
- (3) 宅地その他の土地の形質に関する事項
- (4) 緑化に関する事項
- (5) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠及び表示の方法に関する事項
- (6) その他市長が必要があると認める事項

- 3 市長は、保全基準のうち前項第1号から第4号までに掲げる事項について定めようとする場合又は当該事項に係る基準を廃止し、若しくは変更しようとする場合は、あらかじめ河川管理者等と協議しなければならない。

- 4 市長は、保全基準のうち第2項第5号に掲げる事項について定めようとする場合又は当該事項に係る基準を廃止し、若しくは変更しようとする場合は、あらかじめ屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

- 5 前2項に定めるもののほか、前条第3項から第5項までの規定は、保全基準を定める場合又はその基準を廃止し、若しくは変更する場合について準用する。

(行為の届出)

第9条 保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 物件の堆積
 - (5) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更
- 2 前項の規定により届け出なければならないとされる行為について、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号）第4条第1項の規定による許可の申請があったときは、これをもって、前項の規定による届出があったものとみなす。
- 3 第1項の規定により届け出なければならないとされる行為について、金沢市屋外広告物等に関する条例第7条、第8条、第12条第4項若しくは第5項、第16条第4項若しくは第17条第1項の規定による許可の申請、同条例第9条第2項、第16条第4項若しくは第17条第1項の規定による確認又は同条例第10条第6項の規定による届出があったときは、これをもって、第1項の規定による届出があったものとみなす。
- 4 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。
- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
 - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
（国等に関する特例）
- 第10条 国の機関又は地方公共団体は、前条の規定により届出を要する行為をしようとするときは、同条第1項の規定による届出に代えて、あらかじめその旨を市長に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により通知しなければならないとされる行為について、景観法第16条第5項後段の規定による通知又は金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第6条後段の規定による協議があったときは、これをもって、前項の規定による通知があったものとみなす。
- （助言、指導又は勧告）
- 第11条 市長は、第9条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が保全基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、美しい川筋景観の保全に必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。
- 2 市長は、第9条第1項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。
- 3 市長は、前2項の規定による助言、指導又は勧告をする場合においては、景観審議会又は金沢市屋外広告物等に関する条例第37条の2第1項の金沢市屋外広告物審査会の意見を聴くことができる。
- 第12条 市長は、保全区域内の建築物等又は広告物等が当該保全区域における保全基準に適合せず、川筋景観を著しく阻害していると認めるときは、当該建築物等又は広告物等の所有者又は権原に基づく占有者若しくは管理者（次項において「所有者等」という。）に対し、当該保全区域における保全基準に基づき、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。
- 2 市長は、保全区域内の空地が当該保全区域における川筋景観を著しく阻害していると

認めるときは、当該空地の所有者等に対し、美しい川筋景観の保全に配慮した適正な空地の管理又は利用を図るよう助言、指導又は勧告をすることができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

(報告等)

第13条 第11条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者に対し、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について報告を求めることができる。

3 市長は、前2項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

(保全区域以外の区域内における行為に対する助言、指導又は勧告)

第14条 市長は、犀川及び浅野川並びにこれらに沿った区域のうち、保全区域以外の区域内において、美しい川筋景観の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める行為を行う者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

2 第11条第3項の規定は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

第3章 川筋景観保全協定

(協定の締結)

第15条 犀川又は浅野川に沿った区域内に存する土地、建築物等又は広告物等の所有者又はこれらについて使用することができる権利を有する者は、その相互において美しい川筋景観の保全を図るための協定を締結することができる。

(川筋景観保全協定の認定)

第16条 市長は、前条の協定で、その内容が美しい川筋景観の保全に寄与すると認めるものを川筋景観保全協定として認定することができる。

第4章 援助

第17条 市長は、保全区域内における美しい川筋景観の保全を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

2 市長は、市民等による美しい川筋景観の保全のための活動に対して、必要な支援をすることができる。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第3号

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号を次のように改める。

(5) 農林水産局

第2条第5号中「農林局」を「農林水産局」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号及び第13条の2第1項中「農林局」を「農林水産局」に改める。

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第4号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

別表第2の1の項中「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は」を削り、「）若しくは」を「）又は」に、「支給若しくは」を「支給又は」に改め、同表の2の項中「地方税関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に改め、同表の4の項を削り、同表の5の項中「予防接種法」の次に「（昭和23年法律第68号）」を加え、「国民健康保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、」を「地方税関係情報又は」に改め、「又は介護保険給付等関係情報」を削り、同項を同表の4の項とし、同表の6の項中「地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34

号)」に改め、「又は介護保険給付等関係情報」を削り、同項を同表の5の項とし、同表中7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、同表の9の項中「介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」に改め、同項を同表の8の項とし、同表中10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、同表の12の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同項を同表の11の項とし、同表の13の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同項を同表の12の項とし、同項の次に次のように加える。

13 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
-------	---	---------------------

別表第2中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、同表の17の項中「生活保護関係情報又は地方税関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同項を同表の16の項とし、同表中18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、20の項及び21の項を削り、同表の22の項中「障害者自立支援給付関係情報」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」に改め、同項を同表の19の項とし、同表の23の項を同表の20の項とする。

別表第3の1の項中「就学援助事業」を「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報又は就学援助事業」に改め、同表の2の項中「就学援助事業」を「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報又は就学援助事業」に改め、同表の3の項中「（昭和33年法律第56号）」を削り、「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第5号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第32条第3項において同じ。）」を加える。

第29条第2項中「第28条」を「第29条」に改める。

第32条第3項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第6号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,795人」を「1,802人」に、「405人」を「398人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第7号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月に到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「の1歳到達日（」を「が1歳に達する日（以下このイ及び同条において「1歳到達日」という。）（」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「が1歳6か月に達する日」を「の1歳6か月に到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

（職員の服務等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「の子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含

む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)」を加え、「及び第3項」を「から第3項まで」に改め、「(規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))」を削り、「)に」との次に「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり」を加え、「(規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))」を削り、「と読み替える」を「と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替える」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第2条の2の規定の適用については、同条中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

第3条 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の職員の服務等に関する条例第8条の3第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項及び第4項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第8号

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例(昭和39年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の表公共下水道事業減債基金の項及び公共施設維持補修基金の項を削り、同表市民協働推進基金の項を次のように改める。

地域コミュニティ活性化基金	地域におけるコミュニティの充実と市民協働の推進を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資するため。
---------------	--

第1条の表学校等公共施設整備積立基金及びスポーツ施設整備積立基金の項を削り、同表に次のように加える。

公共施設再整備等積立基金	公共施設の再整備等に充てる資金を積み立てるため。
--------------	--------------------------

第4条中「（公共下水道事業減債基金にあっては、公営企業管理者とする。以下同じ。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に市民協働推進基金に属している預金は、地域コミュニティ活性化基金に属するものとする。

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第9号

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（金沢市税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の2の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第19条の3の2第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第68条第2号イの項中「第68条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同表第68条第2号ウの項中「第68条第2号ウ」を「第2号ウ」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第68条第2号イの項中「第68条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同表第68条第2号ウの項中「第68条第2号ウ」を「第2号ウ」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第68条第2号イの項中「第68条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同表第68条第2号ウの項中「第68条第2号ウ」を「第2号ウ」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第68条第2号イの項中「第68条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同表第68条第2号ウの項中「第68条第2号ウ」を「第2号ウ」に改める。

第2条 金沢市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第12条第1号及び第2号中「第80条第1項」を「第66条の7第1項の申告書、第80条第1項」に改める。

第66条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、法第442条第3号に規定する軽自動車等（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第66条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第66条の2を第66条の3とし、同条の次に次の6条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第66条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第66条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第66条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第66条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第66条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、そ

の発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第66条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第72条の3第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第66条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第66条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第67条(見出しを含む。)及び第67条の2(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第68条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、」を削り、「対し」を「対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ウ中「乗用のもの

営業用 年額 6,900円		a 営業用 年額 6,900円	
自家用 年額 10,800円		b 自家用 年額 10,800円	
貨物用のもの	を	(イ) 貨物用のもの	に改める。
営業用 年額 3,800円		a 営業用 年額 3,800円	
自家用 年額 5,000円		b 自家用 年額 5,000円	

第69条(見出しを含む。)及び第70条の2(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に、「及び」を「又は」に改め、同条

第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第66条第2項」を「第66条の2第1項」に改め、「の各号」を削る。

第72条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第66条第2項」を「第66条の2第1項」に改める。

第72条の2の前の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第72条の3第1項中「の各号」を削り、「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要があると認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「の各号」を削り、同項第1号及び第5号中「もの」を「場合」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「前条第2項」を「前条第2項各号」に改め、同項ただし書中「第443条第1項」を「第445条第1項」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第73条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第66条の2」を「第66条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項及び第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第19条の3の2の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イ	3,900円	4,600円
第2号ウ(ア) a	6,900円	8,200円
第2号ウ(ア) b	10,800円	12,900円
第2号ウ(イ) a	3,800円	4,500円
第2号ウ(イ) b	5,000円	6,000円

附則第19条の3の2第2項から第4項までを削り、同条を附則第19条の3の7とし、附則第19条の3の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第19条の3の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第19条の3の3 市長は、当分の間、第66条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自

自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第19条の3の4 第66条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第19条の3の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第19条の3の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第66条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第66条の5第3号の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第30条の4の改正規定及び次条第3項の規定 平成31年10月1日

附則第2条第3項中「前条第2号」を「前条第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中金沢市税賦課徴収条例附則第19条の3の2の改正規定及び次条の規定 平成29年4月1日

(2) 第2条及び附則第3条から第5条までの規定 平成31年10月1日

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例附則第19条の3の2の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第3条 第2条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例(次項において「31年新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の

軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「に係る新条例」を「の種別割に係る金沢市税賦課徴収条例」に、「及び附則第19条の3の2第1項」を「及び附則第19条の3の7」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第68条第2号イ	3,900円	3,100円
第68条第2号ウ(ア) a	6,900円	5,500円
第68条第2号ウ(ア) b	10,800円	7,200円
第68条第2号ウ(イ) a	3,800円	3,000円
第68条第2号ウ(イ) b	5,000円	4,000円
附則第19条の3の7	第68条	金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第38号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第68条
附則第19条の3の7の表 第2号イの項	第2号イ	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第68条第2号イ
	3,900円	3,100円
附則第19条の3の7の表 第2号ウ(ア) aの項	第2号ウ(ア) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第68条第2号ウ(ア) a
	6,900円	5,500円
附則第19条の3の7の表 第2号ウ(ア) bの項	第2号ウ(ア) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第68条第2号ウ(ア) b
	10,800円	7,200円
附則第19条の3の7の表 第2号ウ(イ) aの項	第2号ウ(イ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第68条第2号ウ(イ) a

	3,800円	3,000円
附則第19条の3の7の表 第2号ウ(イ)bの項	第2号ウ(イ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第68条第2号ウ(イ)b
	5,000円	4,000円

(金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項の表第12条第2号の項中「第80条第1項」を「第66条の7第1項の申告書、第80条第1項」に改める。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第10号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中第97号の6の項を第97号の7の項とし、第97号の5の項を第97号の6の項とし、第97号の4の項を第97号の5の項とし、同表第97号の3の項中「第60条の3第1項ただし書」を「第60条の3第2項ただし書」に改め、同項を同表第97号の4の項とし、同表第97号の2の項の次に次のように加える。

(97)の3 建築基準法第60条の3第1項第3号の規定に基づく特定用途誘導地区における建築物の容積率又は建築面積の最低限度に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
---	----------------

別表第116号の9の項中「、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(第116号の15において「登録住宅性能評価機関等」という。)」を削り、「ものに限る。」の次に「)又は設計住宅性能評価書(」を加え、「、第116号の11及び第116号の13」を削り、「適合証」を「適合証等」に改め、同表第116号の11の項中「申請」の次に「(以下この号において「認定申請」という。)」を加え、

<p>「 適合証の添付 がある場合 」</p>	<p>を</p>	<p>「 認定申請に係 る低炭素建築 物新築等計画 が都市の低炭 素化の促進に 関する法律第 54条第1項各 号（第3号を 除く。）に掲 げる基準に適 合することを 証する書類 （登録住宅性 能評価機関が 証するものに 限る。以下こ の号において 「適合証」と いう。）の添 付がある場合 」</p>	<p>に、「の適合証」を「の適合証等」に、「適</p>
-------------------------------------	----------	--	-----------------------------

合証」を「適合証等」に、「に適合証」を「に適合証等」に改め、同表第116号の13の項を次のように改める。

<p>(116)の13 都 市の低炭素 化の促進に 関する法律 第53条第1 項の規定に 基づく低炭 素建築物新 築等計画の 認定（建築 物全体又は 一部に住宅 以外の用途 に供する部 分（以下こ の号及び次 号において 「非住宅部 分」とい う。）があ るものの棟</p>	<p>認定申請に係 る低炭素建築 物新築等計画 が都市の低炭 素化の促進に 関する法律第 54条第1項各 号（第3号を 除く。）に掲 げる基準に適 合することを 証する書類 （建築物のエ ネルギー消費 性能の向上に 関する法律 （平成27年法 律第53号）第 15条第1項に 規定する登録 建築物エネル</p>	<p>非住宅部分の床面積 が300平方メートル 以内のもの</p>	<p>1件につき 9,300円（建築 物の一部が非住宅部分である 場合には、第116号の9の適 合証等の添付がある場合の区 分又は第116号の11の適合証 の添付がある場合の区分に応 じ、それぞれ第116号の9又 は第116号の11に定める当該 手数料の金額（以下この号に おいて「適合証等の添付があ る場合の手数料の金額」とい う。）を加えた金額）</p>	
			<p>非住宅部分の床面積 が300平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内のもの</p>	<p>1件につき 27,000円（建築 物の一部が非住宅部分である 場合には、適合証等の添付が ある場合の手数料の金額を加 えた金額）</p>
			<p>非住宅部分の床面積 が2,000平方メート ルを超え5,000平方 メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 80,000円（建築 物の一部が非住宅部分である 場合には、適合証等の添付が ある場合の手数料の金額を加</p>

単位の認定に限る。)の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査(同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)	ギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関(第116号の19において「指定確認検査機関」という。)が証するものに限る。以下この号において「適合証」という。)の添付がある場合	非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	えた金額) 1件につき 130,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 160,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 200,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額)
	適合証の添付がない場合	評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)に規定	非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの
		非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 150,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積	1件につき 240,000円(建

	するモデル建築物を用いる方法 (以下「モデル建物法」という。) によるもの	が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 310,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 370,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 430,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
	評価方法の全部又は一部がモデル建物法以外の方法 (以下「標準入力法」という。) によるもの	非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき 240,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 380,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 540,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 670,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積	1件につき 790,000円 (建

		が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 900,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)

別表第116号の15の項中「登録住宅性能評価機関等」を「登録住宅性能評価機関」に改め、「ものに限る。」の次に「)又は設計住宅性能評価書(」を加え、「、第116号の17及び第116号の19」を削り、「適合証」を「適合証等」に改め、同表第116号の17の項中

「
適合証
がある

「申請」の次に「(以下この号において「変更認定申請」という。)」を加え、

の添付
場合

を

「
変更認定申請
に係る低炭素
建築物新築等
計画が都市の
低炭素化の促
進に関する法
律第55条第2
項において準
用する同法第
54条第1項各
号(第3号を
除く。)に掲
げる基準に適
合することを
証する書類
(登録住宅性
能評価機関が
証するものに
限る。以下こ
の号において
「適合証」と
いう。)の添
付がある場合
」

に、「の適合証」を「の適合証等」に、「「適合証」を

「「適合証等」に、「に適合証」を「に適合証等」に改め、同表第116号の19の項を次のように改める。

(116)の19 都 市の低炭素 化の促進に 関する法律 第55条第1 項の規定に 基づく低炭 素建築物新 築等計画の 変更の認定 (建築物全 体又は一部 に住宅以外 の用途に供 する部分 (以下この 号及び次号 において	変更認定申請 に係る低炭素 建築物新築等 計画が都市の 低炭素化の促 進に関する法 律第55条第2 項において準 用する同法第 54条第1項各 号(第3号を 除く。)に掲 げる基準に適 合することを 証する書類 (登録建築物 エネルギー消 費性能判定機	非住宅部分の床面積 が300平方メートル 以内のもの	1件につき 9,300円(建築 物の一部が非住宅部分である 場合には、第116号の15の適 合証等の添付がある場合の区 分又は第116号の17の適合証 の添付がある場合の区分に応 じ、それぞれ第116号の15又 は第116号の17に定める当該 手数料の金額(以下この号に おいて「適合証等の添付があ る場合の手数料の金額」とい う。)を加えた金額)
		非住宅部分の床面積 が300平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内のもの	1件につき 27,000円(建築 物の一部が非住宅部分である 場合には、適合証等の添付が ある場合の手数料の金額を加 えた金額)
		非住宅部分の床面積	1件につき 80,000円(建築